

神奈川県 <http://www.pref.kanagawa.jp/>

令和6年度 廃棄物自主管理事業説明会 行政情報

- 1 廃棄物に関する神奈川県計画の改定について
- 2 県のプラごみ対策について
- 3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について
- 4 食品ロス対策について

おわりに

令和6年5月10日 神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

Kanagawa Prefectural Government

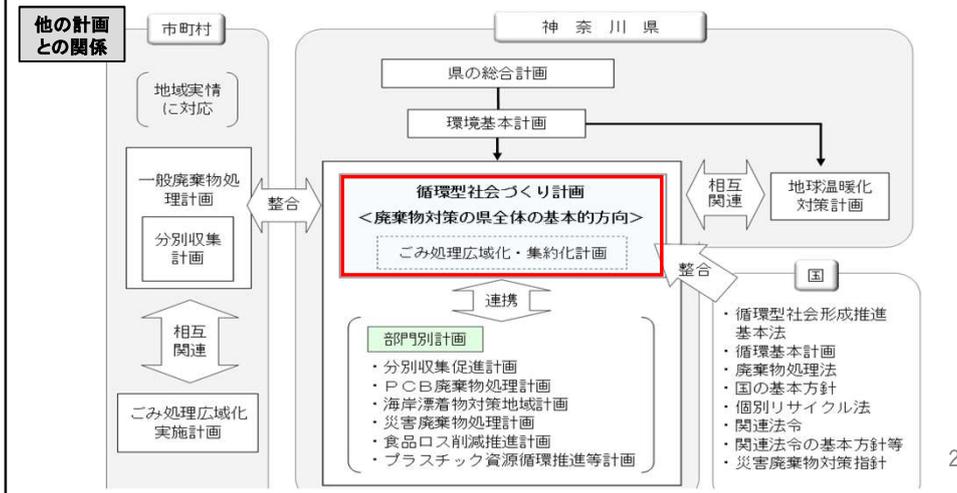
- 1 廃棄物に関する神奈川県計画の改定について
 - (1) 神奈川県循環型社会づくり計画の改定
 - (2) 神奈川県海岸漂着物対策地域計画の改定

1 廃棄物に関する神奈川県計画の改定について

(1) 神奈川県循環型社会づくり計画の改定(令和6年3月)

「神奈川県循環型社会づくり計画」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画 ⇒ 2023(令和5)年度に現行計画の最終年度を迎え、計画の全面的な改定



2

1 廃棄物に関する神奈川県計画の改定について

(1) 神奈川県循環型社会づくり計画の改定(令和6年3月)

【改定計画の概要】

- 計画期間 : 2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までの7年間
- 基本理念(本県の目指す姿) : 廃棄物ゼロ社会

【計画目標】

- 目標1 2030年度の生活系ごみ1人1日当たりの排出量: **608g/人・日**
- 目標2 2030年度の産業廃棄物の排出量 : **1,826万トン**
- 目標3 2030年度の一般廃棄物の再生利用率 : **28%**
- 目標4 2030年度の産業廃棄物の最終処分量 : **263千トン**
- 目標5 不法投棄等残存量 : **前年度より減少**

3

1 廃棄物に関する神奈川県計画の改定について

(2) 神奈川県海岸漂着物対策地域計画の改定(令和6年3月)

海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物対策を推進するための計画
⇒循環型社会づくり計画、県のプラスチックに関する取組み等を踏まえ改定

【計画期間】

- 2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までの7年間

【県の目指す姿(抜粋)】

- 海岸ごみの**約7割は河川上流部から**流出していることから、**内陸部と沿岸域が一体**となった発生抑制対策を進め、人工ごみのない美しい海岸を目指す。
- プラスチックごみは、排出抑制のうえ、再使用・再生利用を進める。



【重点区域】

横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの自然海岸(港湾施設及び漁港施設を除く。)、河川河口部及び海岸砂防林(約150km(右図太線))

【事業者に関連する事項】

- 樹脂ペレットを使用等する際の適正な管理
- プラスチック製品が使用中に劣化してマイクロプラスチックにならないよう適正に管理すること等の普及啓発
- 関係機関との連携・協働

2 県のプラごみ対策について

(1) 県内のプラごみの現状

(2) 「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」について

(3) 各種取組について

- ① 神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会
- ② プラごみゼロ宣言賛同企業等
- ③ ペットボトルの水平リサイクルの推進
- ④ クリーン活動の拡大等の取組
- ⑤ LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」
- ⑥ オンラインフォーラム

2 県のプラごみ対策について

(1) 県内のプラごみの現状（家庭系）

表2 家庭系プラスチックごみ排出量等

年度	分別収集したプラスチックの再資源化量				可燃ごみ中プラスチック量	
	ペットボトル	プラスチック製容器包装	製品プラスチック	合計 ①	可燃ごみ量	可燃ごみ中プラスチック量 ②※1
2019 (R1)	29,566t	107,642t	1,465t	138,673t	1,432,837t	234,666t
2020 (R2)	31,486t	112,194t	1,475t	145,155t	1,466,728t	218,696t
年度	家庭系プラスチックごみ総計					
	プラごみ排出量 ③=①+②	一人当たりのプラごみ排出量	分別率 ①/③	有効利用量※2 ④	有効利用率 ④/③	熱回収による※2
2019 (R1)	373,339t	40.6kg	37.1%	367,507t	98.4%	61.3%
2020 (R2)	363,850t	39.4kg	39.9%	358,486t	98.5%	58.6%

※1 可燃ごみ量にプラスチックごみの組成割合（年4回以上組成調査を実施している市町村におけるデータの平均値）を乗じて推計した数値。
 ※2 可燃ごみ中のプラスチックについては、焼却処理の過程で熱回収している場合については、有効利用量に計上。当該熱回収による有効利用量を用いて熱回収による有効利用率を算出。

可燃ごみ中のプラスチックの低減が課題

2 県のプラごみ対策について

(1) 県内のプラごみの現状（事業系 その1）

① 令和2年度産業廃棄物総合実態調査※（令和元年度実績）における廃プラスチック類の排出・処理状況

※県内 14,564 事業所へのアンケート調査

業種	排出量(t)	再生利用量(t)	再生利用率(%)
農業	98	66	66.9
漁業	214	24	11.4
鉱業	257	0	0.0
建設業	① 68,484	53,984	78.8
製造業	139,463	90,458	64.9
電気・ガス・熱供給・水道業	492	263	53.5
運輸・通信業	26,166	13,570	51.9
卸・小売業	35,511	28,037	79.0
サービス業	25,423	10,780	42.4
合計	296,108	197,182	② 66.6

※ 再生利用量は、中間処理後に有償売却等した量

① 製造業、建設業で排出量全体の7割近くを占める

② 再生利用率は67%で向上の余地あり

2 県のプラごみ対策について

(1) 県内のプラごみの現状(事業系 その2 多量排出事業者)

②多量排出事業者の業種別廃プラスチック有効利用量等

	R1 年度					R2 年度				
	事業所数	排出量(t)	有効利用量(t)	有効利用率(%)	② 熱回収による	事業所数	排出量(t)	有効利用量(t)	有効利用率(%)	② 熱回収による
建設業	372	37,038	29,383	79.3	3.9	396	36,903	26,495	71.8	1.3
製造業	128	36,732	33,364	90.8	14.7	142	37,195	34,501	92.8	14.3
電気・ガス・熱供給・水道業	25	451	435	96.6	0.0	27	143	131	91.3	0.0
運輸・通信業	4	156	156	100.0	0.0	3	142	142	100.0	0.0
サービス業	9	3,062	1,595	52.1	13.2	10	3,186	2,110	66.2	0.0
合計	538	77,439	64,933	83.9	9.4	578	77,568	63,379	81.7	7.5

※ 有効利用量は、中間処理委託したものについては中間処理委託量を合算。また、焼却処理において熱回収している場合には有効利用量として計上。

- ①多量排出業者の有効利用率は、全体の再生利用率(小規模事業者も含む)より高い
- ②現在、熱回収の実績は、廃棄物焼却炉での熱回収のみしか把握できていないため、固形燃料化等を含めた実態把握が課題

8

2 県のプラごみ対策について

(1) 県内のプラごみの現状(計画の進捗状況)

【計画の進捗状況】

一般廃棄物 (家庭系プラスチックごみに係る項目)				産業廃棄物 (多量排出事業者が排出する廃プラスチック類に係る項目)		
年度	2020 (実績)	2021 (実績)	2022 (実績)	年度	2020 (実績)	2021 (実績)
一人あたりの排出量	39.4kg	35.2kg	37kg	排出量	77,568t	74,882t
分別率	39.9%	44.3%	41.4%	有効利用量	63,379t	64,917t
有効利用	358,486t	320,809t	336,243t	有効利用率	81.7%	86.7%
有効利用率	98.5%	98.6%	98.5%	熱回収による	7.5%	5.9%
熱回収による	58.6%	54.3%	57.1%			

- ◎プラごみゼロ宣言目標年(2030年度)の目標
一般廃棄物(家庭系プラスチックごみ)の有効利用率:100%
産業廃棄物(廃プラスチック類)の有効利用率:100%

9

2 県のプラごみ対策について

(2)「プラスチック資源循環推進等計画」の策定(令和5年3月)

- 平成30年9月…「**かながわプラごみゼロ宣言**」
- 令和2年3月…「**かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム**」(具体の行動計画)を策定
- 化石資源を原料としたプラスチックの資源循環は、**温暖化対策の観点からも重要性が認識**



計画期間: R2.3~R5.3



- 令和4年7月施行…「**神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例**」の改正
(プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、各主体の責務規定を追加等)
※改正後名称: **神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例**
- 令和5年3月…「**神奈川県プラスチック資源循環推進等計画**」を条例に基づき策定
(プラスチックの資源循環をより一層推進するため)



計画期間: R5.4~R10.3

10

2 県のプラごみ対策について

(2)「プラスチック資源循環推進等計画」における基本的な方針

- 2030(令和12)年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラスチックごみをゼロとする「**かながわプラごみゼロ宣言**」の実現を目指す
- プラスチック資源循環法と条例に基づく取組みを推進するため、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、「**プラスチックの3R+ Renewable**」の取組を進める
- 取組においては、**排出抑制を最優先**、そのうえで再使用、再生利用を進める
- 再生利用が困難なプラごみを、やむを得ず焼却する場合には、**熱回収により有効利用する**。

<推進方策の体系>

- 1 **プラスチック使用製品の使用の合理化の促進**
- 2 **プラスチックの再生利用等の促進**
 - (1) ペットボトルの水平リサイクルの推進
 - (2) プラスチックごみの分別収集、再資源化の促進
 - (3) 再生利用が困難なプラスチックへの対応
- 3 **クリーン活動の拡大等**
 - (1) クリーン活動の拡大等
 - (2) 不法投棄対策の推進
- 4 **普及啓発・環境教育**
- 5 **実態調査等**

11

2 県のプラごみ対策について

(2)「プラスチック資源循環推進等計画」における各主体の役割

● 県民の役割

- ・プラスチックの使用の合理化に努める
- ・捨てる際はルールに従って分別し、散乱防止に努める
- ・美化活動への協力

● 事業者の役割

- ・プラスチックの使用の合理化に努める
- ・関係法令に基づき適正処理し、再資源化等に努める。
- ・製造・販売事業者等は自主回収・再資源化に取り組む。
- ・美化活動への協力

● 県の役割

- ・県民・事業者・団体への情報提供・普及啓発等
- ・環境教育・環境学習の推進
- ・市町村への技術的支援
- ・施策の実施にあたってはプラスチックの資源循環を促進

● 市町村の役割

- ・分別収集に努め、再商品化等に必要な措置を講ずる。
- ・地域の住民・事業者の取組み促進

12

2 県のプラごみ対策について

(3) 各種取組 ①神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会

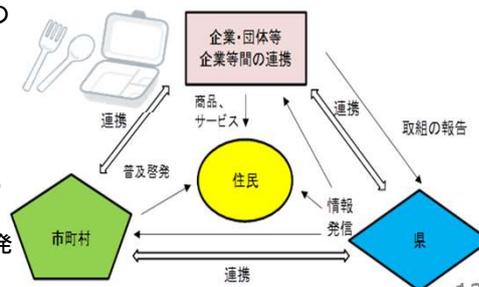
- 平成21年から「神奈川県レジ袋削減実行委員会」により、市町村、事業者、消費者団体等と連携し、レジ袋削減に取り組んできた。
- 2020年7月に「**神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会**」に改組。各構成員が連携・協力し、ワンウェイプラの削減・代替製品への転換等によるプラごみの削減を推進

構成員
(令和6年1月現在)

	企業等	商店街	団体等	自治体	計
構成員数	59	19	43	33	154

【取組事例】

- ストローの配付中止、バイオマス素材への転換等
- トレイのバイオマス素材化、回収リサイクル等
- 発泡スチロールの回収・リサイクル
- スプーン、フォーク等のバイオマス素材化
- プラスチック使用量を減らすデザインへの変更
- 社員のマイバッグやマイボトル利用の啓発
- 事業所から排出されるプラごみの量の把握、社内周知 等



13

2 県のプラごみ対策について

(3) 各種取組 ②プラごみゼロ宣言賛同企業等

プラごみゼロに向けた取組の輪を広め、その取組を広く紹介するため、プラごみゼロ宣言賛同企業等を募集

【募集対象】 次の要件を満たす企業・団体・学校

- ①「かながわプラごみゼロ宣言」の趣旨に賛同し、プラごみゼロに向けた取組みをしている、又は実行する
- ②神奈川県内で、事業活動を行っている



【募集期間】 随時募集中

令和6年3月末現在の登録数
 …2,191者(企業2,060、団体119、学校12)



←取組内容掲示用ステッカー



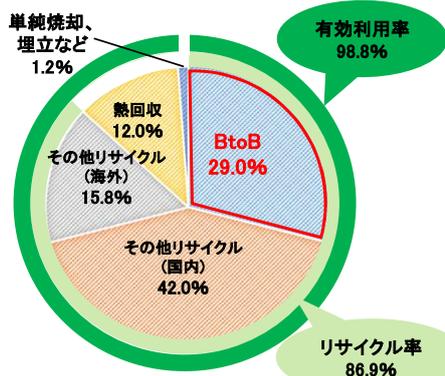
応募用紙はこちらから⇒ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/sandoukigyou.html>

14

2 県のプラごみ対策について

(3) 各種取組 ③ペットボトルの水平リサイクル(BtoB)の推進

ペットボトルは、分別回収しやすく、ボトルからボトルへの「水平リサイクル」が可能。この取組は、資源循環と温室効果ガスの削減の双方に資するもの



2022年度の国内ペットボトルのリサイクルの状況

PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル年次報告書2023」のデータを元に作成

【課題】

- ・適切な分別の実施
- ・リサイクルボックスへの異物の混入防止
- ・消費者の協力、排出者の積極的な取組
- ・水平リサイクルに対応できる廃棄物処理業者の情報へのアクセス

オフィス等 ⇒ 分別の向上の取組



屋外自販機等 ⇒ 異物混入防止の取組
 ※回収物の3割以上を異物が占めることがあり、リサイクルの阻害要因となっている

15

2 県のプラごみ対策について

(3) 各種取組 ③ペットボトルの水平リサイクル

【ペットボトル水平リサイクル対応産業廃棄物処理業者について】
 水平リサイクルに対応可能な処理業者の情報をホームページに掲載。
 水平リサイクルを希望する排出事業者は、参考にしてください。

神奈川県 Kanagawa Prefectural Government

ペットボトル水平リサイクル対応産業廃棄物処理業者について

ペットボトル水平リサイクルについて

ペットボトル水平リサイクル対応事業者一覧 (令和5年5月11日時点)

事業者名	対応可能な	排出業者・その他条件等
株式会社	PETボトル	

令和6年3月末現在、
14社の情報を掲載中

県HP「ペットボトル水平リサイクル対応産業廃棄物処理業者について」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/btob-recycle-boshu.html>

2 県のプラごみ対策について

(3) 各種取組 ④クリーン活動等の取組

街や河川等でのポイ捨て

ごみの散乱



雨水管や川を通じて海へ
 海岸ごみの7割は川から流れてきたもの
 ごみ捨てルールの順守や、ポイ捨てを許さない地域環境づくりが必要



2019年10月 台風後の平塚市金目川右岸
 撮影：(公財)かながわ海岸美化財団

- クリーン活動の拡大
 「かながわクリーン運動」
 令和3年度実績：28万人(コロナ禍の影響)
 令和4年度実績：55万人

- クリーン活動に関する情報発信
 LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」

2 県のプラごみ対策について

(3) 各種取組 ⑤ LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」

LINE公式アカウントを2022年3月～開始

【主な配信内容】

- ・クリーン活動の開催情報
- ・イベント(フォーラムや展示会など)の開催情報
- ・企業等と連携したプラスチック削減の取組事例
- ・プラスチックごみ削減に関する最新動向

皆さまのご利用をお待ちしております。従業員の
方々への周知についても、ご協力をお願いします。

・IDで検索

LINEアプリ「ホーム」の検索窓で、LINE ID
を検索してください。

@kanagawa-gomizero

・QRコードから



18

2 県のプラごみ対策について

(3) 各種取組 ⑥ オンラインフォーラム

神奈川県
主催

神奈川県 ワンウェイプラ削減 オンライン フォーラム

実施日時
令和6年1月22日(月) 参加 無料 事前 申込制
13時～14時45分 Zoomによるオンライン開催

内容
ワンウェイ(使い捨て)プラスチック削減の
取組事例発表(9社)
行政・業界関係
プラスチック代替素材メーカー・緑化成工業株式会社
プラスチック代替素材和発案: 東Goes
産官学 産官産学連携プロジェクト
学校: 学校法人聖隷学園 横浜保育専門学校

様々な視点から、
ワンウェイプラ削減に向けて、
課題解決のヒントを
見つけましょう!

参加申込方法 Web申込フォームからお申込みください。
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=65333 二次コードで申し込みいただけます。

申込期限: 令和6年1月18日(木)

協賛先
神奈川県環境政策推進部資源循環推進課
調整グループ TEL: 045-210-4147

神奈川県 (写真提供: 公益財団法人かながわ海岸美化会)

かながわクリーンアクティブ・ オンラインフォーラム

令和6年
1月22日(月) 参加 無料 事前 申込制
15時15分～17時
Zoomによるオンライン開催

第一部
神奈川県、各クリーン活動実施団体の取組紹介
・クリーン活動の拡大に関する取組 神奈川県
・海岸における活動 公益財団法人かながわ海岸美化会
・河川及び海岸、海浜における活動 NPO法人海の森・山の森事務局
・河川及び街中における活動 NPO法人ふるさと環境市民

第二部
神奈川県、各クリーン活動実施団体による
パネルディスカッション

参加申込方法 Web申込フォームからお申込みください。
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=65368
申込期限: 令和6年1月18日(木) 二次コードからお申込みできます▶

協賛先
神奈川県環境政策推進部資源循環推進課
調整グループ TEL: 045-210-4151

19

3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について

- (1)「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について
- (2)排出事業者の「判断基準」の概要
- (3)自主管理事業における廃プラスチック類の再生利用の状況の把握について

20

3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について

(1)「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について

- ・令和3年6月公布、令和4年4月施行
- ・製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体における、プラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講ずる。

【排出事業者の努力義務】

プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者は、「判断基準」に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組む。(法4条、法44～4条)

【判断基準とは？】

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置

※「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き(2022.3)」参照(全43ページ)

国の特設ウェブサイトでダウンロード可能
<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

21

3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について

(2) 排出事業者の「判断基準」の概要 ①～⑨

① 排出抑制・再資源化等の実施の原則

- ・3Rの優先順位に従うこと（発生抑制>再使用>再生利用>熱回収>その他）
- ・適切に分別して排出すること

② 排出の抑制に当たって講ずる措置

- ・再生プラスチックやバイオマスプラスチックの活用、端材の発生抑制
- ・流通・販売過程での包装材の簡素化や紙素材への転換
- ・プラスチック使用製品の長期間使用、過剰な使用の抑制、部品の薄肉化など

③ 再資源化等に当たって講ずる措置

- ・リチウムイオン電池を含む機器やガスライター等の混入防止
 - ・熱回収を行う場合は固形燃料化を行うなど効率の高い熱回収の実施
- 【参考】環境省HP「廃棄物熱回収設置者認定制度」で認定業者の熱回収率を公開

22

3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について

(2) 排出事業者の「判断基準」の概要

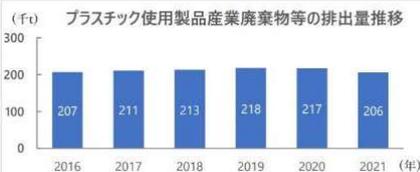
④ 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等

- ・「多量排出事業者※」は、排出抑制・再資源化等の目標を定め、計画的な取組を進めるとともに、
- ・毎年度、前年度のプラスチック使用製品廃棄物等の排出量と、目標の達成状況をHP等で公表するよう努めること

※多量排出事業者：排出事業者のうち、前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が250トン以上である排出事業者（排出量の計算は事業者単位）

<国の手引きに記載された公表内容の例>

	2021年度
プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量	200t
うち自ら再資源化等を行った量	50t



	基準年度 〇〇年度	今年度 〇〇年度(変化率)	目標年度 〇〇年度
プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量	1,000t	800t(▲〇%)	500t
売上1億円あたりのプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量	200t	180t(△〇%)	150t
再資源化実施率	10%	30%(△〇%)	60%
熱回収実施率	80%	70%(▲〇%)	40%
製品あたりのバージンプラスチック使用率	100%	90%(△〇%)	30%
再生プラスチックの使用量	100t	500t(△〇%)	2,000t
バイオプラスチックの使用量	0t	100t(△〇%)	500t

23

3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について
(2) 排出事業者の「判断基準」の概要

⑤ 排出事業者の情報の提供

- ・再資源化等を委託する者に、分別状況、含有する可能性のある物質、プラスチックの種類(PE,PP,PVC等)など必要な情報を提供すること
- ・毎年度、前年度のプラスチック使用製品廃棄物等の排出量と、排出の抑制・再資源化の状況をHP等で公表するよう努めること

⑥ フランチャイズにおける本部事業者と加盟社の連携・協力(略)

⑦ 従業員への教育訓練

- ・プラスチック製品の過剰な使用の抑制、分別排出等の教育訓練を行うこと

⑧ 実施状況の把握・管理体制の整備

- ・排出量削減、再資源化の状況を把握し、記録すること
- ・事業所毎に責任者の選任その他管理体制の整備を行うこと

⑨ 関係者との連携

- ・関係者との連携、必要に応じた取引先への協力要請 等

24

3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について
(2) 排出事業者の「判断基準」の概要

プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者は、主務大臣が定める排出事業者の判断基準に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められる。

```

    graph TD
      A[主務大臣 「判断基準」を策定] --> B[必要な指導・助言]
      A --> C[取組が著しく不十分な場合に  
勧告・公表・命令等]
      B --> D[排出事業者※1  
(プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者)]
      C --> E[多量排出事業者  
(前年度の排出量が250トン以上)  
排出の抑制・再資源化等に関する目標設定、  
目標達成のための取組の計画的な実施]
  
```

※1 小規模企業者等を除く

※1 対象から除かれる「小規模企業者等」の要件

- ・従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種を行う個人・会社・組合等
- ・従業員の数が5人以下の、商業又はサービス業に属する事業を行う個人・会社・組合等

25

3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について

(3) 自主管理事業における廃プラスチック類の再生利用の状況の把握について

令和7年度の提出より
「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」
 (様式3)の様式が変わります
 -廃プラスチック類の処理フローの変更-

自主管理事業における廃プラスチック類の資源循環法(再資源化等)の取組を把握するため、令和7年度提出より(様式3)処理フローの(目的別内訳)再生利用割合は、次のとおり取り分け記載してください。

マテリアル	①アクリル系 ②ポリプロピレン系
ケミカル	①原料・モノマー系 ②高純度系
サーマル	①カーボン質・化学原料系 ②ガス化・焼化(化学原料としての利用)
その他	①燃料・燃料系 ②セメント系・燃料系(セメント製造過程における燃料使用のみ) ③ガス化・焼化(燃料としての利用のみ)

上記サーマル系カーボンに該当しない燃焼系(単独燃焼して、燃焼灰を建築材料等に利用する燃焼系)を区分してください。

【参考】以下は、(様式3)「産業廃棄物処理計画実施状況報告書(前年度実績)」の「廃プラスチック類」処理フローの変更点「再資源化」のみを示しています。

令和6年4月 神奈川県廃棄物自主管理事業説明会資料

今後の取組を検討する上で、廃プラスチック類の再資源化等の実態を把握することが必要

令和7年度から

「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」(様式3)において、**廃プラスチック類の再生利用の内訳**を記載してください

- ・マテリアルリサイクル
- ・ケミカルリサイクル
- ・サーマルリカバリー(熱回収。固形燃料化含む。)
- ・その他(熱回収を伴わない焼却の残渣の再利用等)

※事業者として、廃プラスチック類の再資源化及び熱回収等の現状を把握することで、プラスチック資源循環法の要請に応えることになる。

4 食品ロス対策について

- (1) 「神奈川県食品ロス削減計画」
- (2) てまえどり、食べきり、持ち帰り 等
- (3) フードバンク・フードドライブについて

3 食品ロス対策について

(1)「神奈川県食品ロス削減推進計画」(令和4年3月策定)

- 食料廃棄の削減は、[SDGsのターゲット](#)の1つ
- 世界では8億人が飢餓・栄養不足の状態
日本の食料自給率は37% (2020)
⇒食料資源の過剰利用の抑制は喫緊の課題
- 食品生産、流通、廃棄の各過程でCO₂が排出
⇒温暖化防止の面からも食品ロスの削減が必要

国は、令和元年に「食品ロス削減推進法」施行し、2000年度比で2030年度までに、食品ロス量を半減させる目標を掲げ、[国民運動として食品ロス削減を推進](#)することとした。



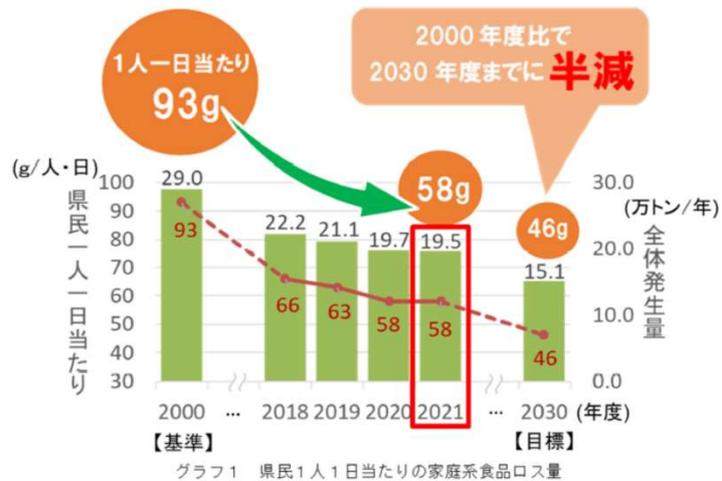
法に基づく都道府県の食品ロス削減計画として、
「[神奈川県食品ロス削減推進計画](#)」を策定

28

3 食品ロス対策について

(1)「神奈川県食品ロス削減推進計画」(令和4年3月策定)

神奈川県食品ロス削減推進計画に係る目標の達成状況



29

3 食品ロス対策について

(1)「神奈川県食品ロス削減推進計画」(令和4年3月策定)

神奈川県食品ロス削減推進計画に係る目標の達成状況



全ての県民、事業者が自分事として食品ロスの削減に取り組む必要がある

30

3 食品ロス対策について

(2)てまえどり、食べきり、持ち帰り等 ~小売店で「てまえどり」運動~

県内のコンビニ・スーパーと連携してキャンペーンを実施中



31

3 食品ロス対策について

(2) てまえどり、食べきり、持ち帰り等

外食時、みんなでおいしく
「食べきり」作戦



- 外食時には、
- ① 適量注文
 - ② 「食べきり」の声かけ
 - ③ 最後に作ろう食べきりタイム

外食時、「持ち帰り」する料理
を安全においしくいただくために



↑ポスター、ちらしは、ダウンロードして活用できます↑ 32

3 食品ロス対策について

(3) フードバンク・フードドライブについて

フードバンク活動とは・・・

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動

⇒ 「食品ロスの削減」と、「生活に困っている人への支援」という2つの意義があり、
「誰一人取り残さない社会」の実現というSDGsの理念にもつながる

フードドライブ活動とは・・・

学校や職場、グループ等、様々な機関・団体が拠点となり未利用食品を集め、集まった食品をフードバンク団体や福祉施設等に寄付する活動

⇒ 県内では、食品ロスの削減だけでなく、生活困窮者等への支援として、NPOや市町村等を中心にフードドライブ活動が行われている。
活動の認知度が低いことが課題

33

3 食品ロス対策について

(3)フードバンク・フードドライブについて ～始めてみませんか？ 社内フードドライブ 企業・団体向け「社内フードドライブ実施マニュアル」

神奈川県 企業・団体向け「社内フードドライブ実施マニュアル」

私と君一人ひとりの行動が、未来につながる。

SDGs 食料廃棄 神奈川県

10月は食品ロス削減月間です
始めてみませんか、社内フードドライブ
～食べ物の「もったいない」を「ありがとう」に SDGsアクションの推進～

感謝

SDGsアクション

フードドライブとは？

「フードドライブ」は、家で使いきれない食品を持ち寄り、フードバンク等に寄付することで、食料を必要とする方々に届ける助け合いの活動であり、SDGsの達成に貢献するアクションのひとつです。

コロナ禍の影響により、「食の支援」を求めている方が多くいらっしゃるので、フードドライブ活動に、一人でも多くのみなさんが参加することで、SDGsが目指す誰一人取り残さない社会の実現につながります。

フードドライブは、企業単位でも社内の一部署でも行うことができます。従業員のSDGsに対する意識の向上や、地域社会貢献活動として企業価値の向上に期待できるなど、多くのメリットがあります。皆様も社内でもフードドライブをやってみませんか？

※「ドライブ」には、寄付活動、キャンペーンといった意味があります。

フードドライブ

家庭 会社 公共施設で企業で学校で

フードバンク

福祉施設・団体 子ども食堂 ひとり親家庭 高齢者食事会

県庁HP「SDGsアクションに向けたフードドライブ活動の実践」からダウンロードできます

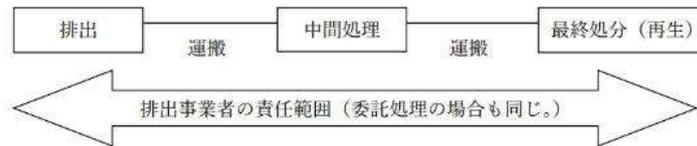


おわりに

おわりに

排出事業者責任について

廃棄物の処理を他者に委託する場合でも処理責任は排出事業者にあり、排出事業者は、**処理の状況に関する確認**を行い、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(法12条7項)



※委託した産業廃棄物の処理の状況を確認する方法

【従前の例示】

- 施設の現地確認
- 優良産業廃棄物処理業者に処理委託している場合等、ホームページ等で公表されている施設の維持管理状況等の情報の確認

【新たに追加された内容(R5.3「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」の改定)

- 現地確認以外に、デジタル技術を活用した確認も可能
(例)・オンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺環境の確認
・情報通信機器による産業廃棄物処理業者への管理体制の聴取など

いずれにしる、委託先処理業者(特に処分業者)とのコミュニケーションが最重要

36

ご清聴、ありがとうございました。

37